

森林環境保護における村民規約の役割

—— 中国貴州黔東南苗族ドウ族自治州の村民規約を例に ——

The Effect of Village Regulations on Forest Environmental Protection : Take the Village Regulations of Qiandongnan Autonomous Prefectures, Quizhou Province, China as Examples

余 貴 忠

YU Guizhong

(要旨)

村民規約はすでに中国で数千年の歴史があり、それに関する制定、実行、監督は住民全体参加の特徴がある。村民規約は特殊な地域において一種の行為規範として、林業生産と森林保護の中で重要な役割を發揮する。貴州黔東南少数民族の村民規約は本質的に大自然を保護する規約である。村民らは生産目的の自然資源に対する伝統的な管理方法によって、現地の森林被覆比率を比較的に高いレベルで維持している。

以上のような状況を踏まえて、本稿では、実証的な研究方法によって、貴州省黔東南苗族侗族自治州の森林被覆比率と村民規約の調査結果との関係を分析し、村民規約の森林環境保護に対する役割を更に論証してみる。黔東南各県の森林被覆比率の調査結果から見ると、村民規約は森林の持続的な保有に対する役割を發揮した。その実効性が高く、国家の環境保護を手助けする上、村民の集団利益及び個人利益にも繋がる。しかし、経済の発展に従って、国家法と比較した場合、国家法の実行力は強くなる一方、村民規約の効力は次第に弱くなる。現代中国は法律に基づく法治国家建設をめざす過程の中において、村民規約を存分に活用し、その環境保護に対する役割を發揮し、更に伝統的な慣習と近代的な法治体制との調和が実現可能な点で、重要な現実的な意義を持つと思われる。

1. 村民規約の由来

少数民族地域における村民規約は古くから伝えられたものが多く存在するが、その由緒は不明である。『黔南知略』の記載によると、現存した資料において、貴州省少数民族地域の村民規約は歴史的に最も古く、それは大昔より氏族部落の議論制度から発展して来たものだと言われている(愛:20巻)。また、最初は「榔規」、「侗款」などと呼ばれていたが、

近代になって「村民契約」とよばれるようになった。「村民規約」は時代、地域、または民族によって異なり、その内容も以上の要素によって多少変化する。しかし、「村民規約」の内容は少数民族の移動から営み、及び生活に関わることまで具体的に規定されている。例えば、『苗族古歌』においては「全ての同胞は一緒に集まって議論すべし。住む方法と住むべきところを議論すべし。祖母曰く『村落を興す故に、同胞たちはそれぞれ分かれて

* 中国貴州大学法学院教授、山口大学東アジア研究科客員教授

(College of law, Guizhou University, China. Professor, The Graduate School of East Asian Studies, Yamaguchi University, Japan. Visiting Professor)
本論文は、中国国家社会科学研究助成プログラム(課題番号:16XJZ035)による研究成果である。

住むべし。』、祖父曰く『田畑を開墾する故に、同胞たちはそれぞれ分かれて住むべし。祖先雄公が議榔に来て榔規を決め、それに遵い、一支（部）が方先に、一支（部）が方尼に、一支（部）が展雄に、一支（部）が希隴に、一支（部）が春整に分かれて住むべし。』¹という記述があり、そこから少数民族の移動情況を確認することができる。

苗族の祖先たちはこの議榔会議によって移動先を決定するこの言い伝えにより、議榔は苗族において高い威信を持つ立法会議であり、榔規は苗族の法律であることがわかる。実際に、1958年の苗族調査資料記録において、台江県反排寨「婁方（寨老）」養猫慶は（約250年前）補瓦（現在の劍河県擺尾寨）の「婁方」嘎咀丟に連絡して、共に議榔を開催するように提案し、議榔で土地の配分などについて議論し合い、合意に達したと記されている（貴州省編集組1986,p160）。

榔規から変化した村民規約は初めに文字記録がなく、寨老によって口承され、後世に伝承されたものである。村民規約は村民の共同利益に合致する上、皆によって共同議論され、合意されたものであるため、実効性を持つものである。清代乾隆年頃以降、村民規約に関する文字の記録が始まったと推測される。

1949年中華人民共和国中央人民政府は国民党政府の古い法体制を廃止したため、少数民族は新しく村民規約を制定した。更に、20世紀80年代から、中国経済体制の改革に従い、中央人民政府は「総合的な管理」を打ち出し、農村に住む少数民族に対して村民規約を制定するように呼びかけたため、村民規約の概念は認められ、大幅に発展することができるようになった。現在は、ほとんどの少数民族村落は規約があり、内容も各方面に広く関連している。また、これらの村民規約は環境保護

の役割を引き受け、及び民間紛糾を仲裁するなどの機能を果たし、少数民族村落自治の重任を担うことになった。

2. 村民規約の定義

村民規約は中国特有の一種の公共管理制度で、広範囲に中国の少数民族村落社会に存在し、実際の生活の中で重要な規範的役割を發揮している。中国の悠長なる歴史の中において、村民規約は時代によってその意味が異なる特徴を持つ。伝統的な村民規約は特定地域の民族伝統文化を基に、長期的な生産及び生活の過程の中において自然に形成・進化され、口承あるいは石碑などの方法を通して、住民全体に知れわたり、行為規範として共に守られている（高2016,2）。あるいは、血縁及び地縁などの関係を基に、個人から一族まで、または村落から地域までに対する強力的な拘束力が生じる（冷、楊2015,6）。このような行為規範が石碑、誓約、会款及び典儀などを通して文字として記録され、後世に渡って広く伝えられた。また、村民規約は環境保護、人生礼俗、歳時祝日及び儀式禁忌などに関する民間習俗の中に溶け込み、口承され、目や耳を通して広範囲に伝えられた。そのため、村民の行為規範になり、次第に蓄積して民族の文化、特徴・信念及び伝統慣習になる。村民規約は各種の禁規及び処罰の手段を持つ。（伝統的な村民規約の石碑は写真1を参照）

現在の村民規約とは、村民が国家に関連する法律、法規及び政策に基づき、村全体で共同協議及び制定を行い、遵守する行為規範である³。人々の精神、風俗慣習及び社会世論の力に頼って、村民規約は国家法律の行き届かない処を補完・調整する役割を持ち、自律的な特徴を持つ。その内容として主に公序良俗の各方面に関連するものである。（現代の

写真1 伝統的な村民規約を記録した石碑²



写真2 現代的な村民規約⁴



村民規約は写真2を参照)

伝統的な村民規約と現在の村民規約は異なるもので、その相違点は、次に要約する。

- (1) 伝統的な村民規約は村民が長期の営みや生活の過程の中で自然に形成したもので、いわば自然進化の結果であり、特定の団体によって制定されたものではない。これに対して、現在の村民規約は、村民自身が国家の法律、政策の指導の下で、現地の状況に基づいて制定された行為規則である。

- (2) 現在の村民規約は国家法律を参照しているため、強い系統性及び規範性を持ち、規範の内容を理解しやすい。伝統的な村民規約はより簡単、純粹であり、自然に形成された規範体系であるため、現代の村民規約より、自発性に富んでいる。
- (3) 伝統的な村民規約の内容は主に伝統文化と結び付いており、国家権威との繋がりはない。しかし、現代的な村民規約は国家機関、あるいは行政による直

接指導・監督の下で制定されるため、具体的な内容の面においても、効力の面においても国家からの影響を受ける⁵。当然、このような相違は相対的であり、実際の生活状況において、両者は常に相互に影響し、作用している。

上記のように、伝統的な村民規約と現在の村民規約の内容は異なるが、環境保護の面においては、その目標が共通していると思われる。中国農村における特別少数民族地域のあらゆる村民規約を見渡すと、多かれ少なかれ例外なく環境保護に対する条項を持つ。これは中国の各民族の歴史上において、自然崇拜という概念を持っているためである。たとえ文明が真っ盛りの現代社会においても、各民族の間には依然としてトーテム信仰、祖先崇拜、または靈物崇拜などが多く存在している(孫2014,p116)。そして、それらの信仰が変化且つ転化する過程で、封山育林、道路を緑化すること、水利建設などの民間俗習を形成してきた。これらのことは国にも民衆にも有利であり、良好な生態環境、経済効果または社会効果をもたらす。

3. 村民規約の制定及び実行

以上の紹介により、村民規約の内容は豊かで、存続する時間も長く及び実効性を持っていることがわかる。村民規約は慣習法における重要な内容の一つとして、村民達は意識的に代々と伝わる慣習・規約に従い、法的な権威と機能を持つ。その形式は大抵文字で記録されず、口承されたものが多数を占める。

(1) 少数民族が村民規約を制定する際に、一定の形式が決まっている。例えば、貴州省黔东南苗族侗族自治州の少数民族の村落には、多くの村民規約が制定されている。村民

規約は封建的な宗族の族法とは異なり、村全体で共同制定され、遵守される。村民規約を制定する際に、司会者として、寨頭人(村の首領)が提議された村民規約の内容、目的、条項及び実行の方法を公表し、村民全員によって協議される。十分な議論を通して、一致する意見に達してから、司会者は可決事項に関し、その場で協議通過と宣言する。それから司会者は村民を率いて香を焚き、跪いて額を低く地面にすりつけて神様に礼を陳べる。儀式の最後に、司会者は神卓の上で雄鶏の頭を切り、その血を村民全員が挙げた盃に流し落とし、村民達と一気に飲み干す。この最後の儀式は村全体で村民規約に遵守すると固い決心を表す。その上、会議において可決された規約条項を、石碑に刻み、告示として村中の要所に立たせ、村民や村外の人に問わず、皆で従うべきだと明示する。

(2) 村民規約は村民に認められ制定された後、実行に移す際に儀式の段取りがある。例えば、伐採や放牧を特定期間の間に禁ずることがある。森林を育成する規約を例にしよう。まず、村の首領により封山の儀式を行う。山に入るための山道の入り口で羊を1匹殺し、その羊の血を白い清明紙に満遍なく滴らし、塗れた清明紙を小さく四角くに切り、山道にある林木に貼り付けて、この山はすでに封じされたことを村民達に示す。

(3) 厳しく制限された村民規約もある。村民規約は一旦成立し、公表された後、誰でも違反することはできない。規約違反が発覚された場合、必ず容赦なく厳罰に処する。ある村の封山造林の規約を例にしよう。封山育林の期限は様々で、永久に封じるところもあれば、8、10年間を封じるところもある。封山する際に、銅鑼を敲いて村民達に知らせる。封山の間には伐採・放牧の禁止、または、山で薪を拾ったり草刈をしたりすることや山焼

きすることなども禁止されている。それを違反する者は必ず厳罰に処される。罰則も様々であり、罰金や食料で弁償させられる場合、木を植えさせられる場合や道路を作らせる場合等がある。懲罰はすべて箇条化された後に実行され、村の内外一概にして誰に対しても平等である。そして、罰せられた罰金や食料などは必ず村民に公表し、それらを寨頭人に管理してもらい、年末に決算した後、儀式に費やした羊の代金や造林の費用に充填する。更に、違反者は自らの過ちを認める証として、銅鑼を敲きながら村中に「私のように鋭い刀で禁山の木を伐採しないでください」⁶と唱らえさせられる。

(4) また、たくさんの少数民族の村には文字のない伝統の規約が伝えられている。例えば、違法な伐採、盗賊や山火事などを防ぐため、村民達が工事に出たり、お金や材料を出し合いしたりする義務がある。また、村の風水を司る木や神木など、如何なる人でも伐採は許さない。一旦禁令を違反した場合、村の風水に悪影響を与え、神霊を冒瀆することと見なされるため、違反者は豚や羊を殺して、巫師を通して神様に生贄をささげ、自分の罪を悔いるとして罰せられる。更に、村では年に一度戸井や泉の水を清めるために神様を祭り、用水に関する規約を協議する。村民は規約に従い、世帯人口数によって必要な費用を納め、自発的に規約を守る。村の山林や田畑は、外部の人によって盗伐・盗採・不法占拠、または冒瀆される際に、村の利益を護るため、村民達が心合せて抵抗しなければならない。いくら家産が傾いて財産を使い果たしたとしても惜しまずに、村全体で武器を手にして命をかけて戦いに臨むことはしばしばである。それ以外にはいくつかの約束も残っている。例えば、公共の場でネズミ、蛇またはその他の動物の死骸を捨てることはできない。

また、割れた焼き物・瓦・石などを勝手に廃棄することもできない。村周辺で鳥など（特に雄のスズメ、カッコウ、キツツキ、フクロウなど）を捕えることもできない。このような約束は、協議に通さず、文字にされることもないが、村民たちによって自発的に守られている⁷。

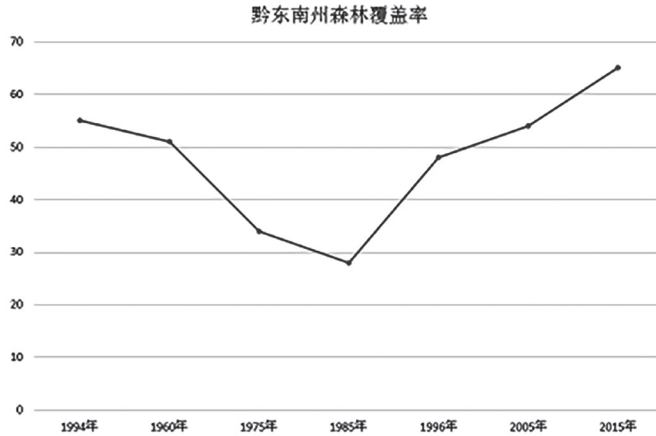
4. 森林保護における黔东南村民規約の役割

中国貴州省黔东南苗族侗族自治州内の山の木々は青々と茂り、「スギの郷」、「樹海」と呼ばれるほどである。明清時代、黔东南は天然林の分布が広く、スギ、松と非常に多くの種類の広葉樹林が山や谷を覆い隠していた。乾隆14年（1749年）の『黔南知略』は「周数百キロメートルの所、皆森林及び巨木の生い茂る谷、林木は青々と茂って、その木の多くは松・杉」（張1987,p136）と記録している。民国時代に、自治州内の清水江、都柳江流域の木々は生い茂り、20から30メートルもある高い杉の木はどこにでも見られた。建国初期、依然として山の木々は茂っており、その茂みはまるで日を遮ってしまうくらいと言われていた（範2016,p72）。1949年の自治州内の林地面積は約120万ヘクタール、灌木林地・森林被覆比率は56%であった（黔东南林业局1990,p162-163）。工業・農業の発展と人口増加に従い、商用材、民用材、薪炭材が絶えず増加し、森林資源は過度に伐採されたために次第に減った。1985年、全州の林地面積は71.89万ヘクタールまで減少し、森林被覆比率は26.7%まで下がった（編委員会2006,p433）。90年代に入ると、人工造林が頻繁に行われ、伐採や放牧を一定期間で禁ずることで林地を育成し、同時に薪の節約ができる竈が普及し、石炭が薪の役割を取って代わ

ることで、森林資源は年々増加する傾向にある（沙2016,p19）。2002年には、全州の森林面積は223.2万ヘクタールまで増加し、森林被覆比率は49.37%まで増え、2015年は65%

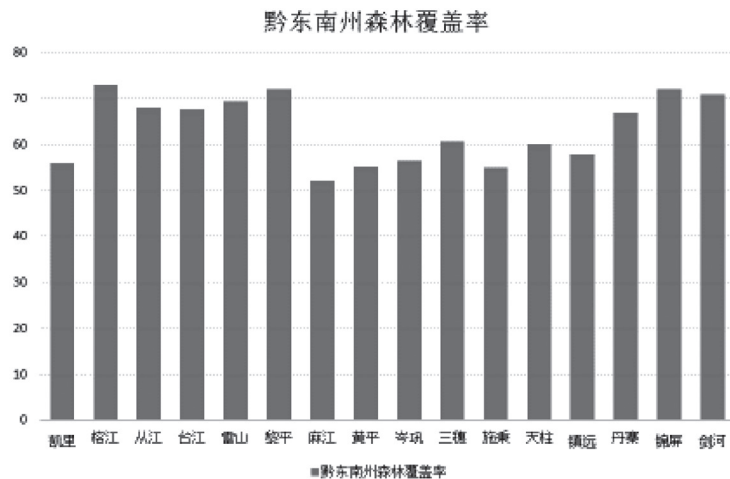
に達した⁸。しかし、2016年の森林被覆比率は全国で21.63%、貴州省は50%に過ぎない⁹。筆者は黔东南苗族侗族自治州1949-2015の森林被覆比率をグラフにした。

表1：黔东南苗族侗族自治州1949年—2015年の森林被覆比率曲線図（%）



出所：『中国統計年鑑 - 2006』（中国統計出版社、2006年9月）433頁。
 そのうち、1949年—1985年のデータは、『黔东南林業志』（中国林業出版社、1996年）162頁、
 2005年、2015年のデータは黔东南州林業局ネットにより筆者がまとめたものである。
<http://www.qdnly.gov.cn/info/12344/232880.htm>、2015年8月24日アクセス。

表2：中国貴州省黔东南州各县 2015年森林被覆比率比較図（%）



出所：黔东南森林覆盖率、贵州省林業庁・政務・cn ネットのデータ、『黔东南年鑑（2013）』に基づき、筆者が作成。<http://www.qdnly.gov.cn/info/12344/232880.htm>、2015年7月5日アクセス。

以上のデータとグラフから、黔东南苗族侗族自治州の森林被覆比率は全国や全ての省よりも高いことがわかる。なぜ黔东南苗族侗族自治州はカルスト地形であるにもかかわらず、比較的完全な生態環境を維持することができ、割と高い森林被覆比率を保持しているのか。その原因として、どの地域でも村民規約が存在していることが密接な関係を持っていることがわかる。黔东南苗族侗族自治州少数民族は営み、生活、生存して行くために、現地の環境条件に合った、簡単且つ有効な村民規約を制定した。持続的な発展を可能にすることを意識的に包含している村民規約は、過去と現在における環境保護、森林管理の中で大きな作用を果たした（裘2015.3）。

それでは、環境保護に関する村民規約を例として以下に示す。

(1) 丹寨県焼茶村城望大隊の護林村民規約

第1条 森林区では牛の放牧を厳禁する。忠告を聞かない人に対し、牛1頭につき20元罰金する。

第2条 森林区内で草を刈ったり、ブタの飼料作物になる草を採ったりすることを厳禁する。違反者に対し、20元罰金する。

第3条 罰金は告発者、審判人にそれぞれ半分ずつ与える。

第4条 処罰に不服がある人は、訴えることができる。

第5条 民約はみんなによって制定されたもので、誰でも共に守らなければならない。

この民約は1985年9月19日より発効する。

附 則 1985年9月19日に李活高等36戸の署名と捺印。

(2) 麻江県宜威区比戸大隊の山林を保護する村民規約

第1条 大隊以外的人员は我らの管轄区域に入って薪、スギ、マツの木、カシワ、キリ

やチャノキなどを伐採することを禁止する。もし違反した場合、捕まえられた上、盗伐した薪が30キロを超えたら、「4つの100」に処する。すなわち、肉が100キロ、酒が100キロ、金額が100元や米が100キロを罰金・罰物する。また、重大違反した場合、罰金以外に、関係部門による処罰が加わる。

第2条 大隊以外の人が我らの管轄区域で盗伐した薪は30キロ以下の場合、1キロあたりに罰金3元。大八車で運んだ場合、車一台あたりに罰金50元。

第3条 大隊内的人员は自分の管理する山区でしか薪を採ることが認められない。他の人の管轄範囲に入って薪を採ることは厳禁する。もし捕まえられた場合、第1条によって処理し、すなわち「4つの100」に処する。

第4条 大隊内外の人が山焼きすることを厳禁する。違反者に、その弁償として、焼き払った木を1キロごとに3元、また「4つの100」に処する。重大違反した場合、関係部門による処罰が加わる。

第5条 上述した村民規約を違反する者は、必ず3日以内に我らの大隊、生産隊へ罰金を払う。もし罰金を払わず、あるいは期限を過ぎた場合になっても支払わなかった場合、1日ごとに15元の延滞金を罰する。それでも支払わない者に対して、我らの大隊、生産隊の隊員に属している場合、家の牛、馬やブタなどの家畜を直ちに担保として交付する。更に、悪態続きの場合、「4つの100」を罰し、関係部門による処罰を加わる。

この規約の適用範囲は都匀坭固区の羊列、甲双生産隊、当区的甲樹大隊、光明大隊、威寧大隊、鉄倘大隊、城中大隊、筆架山公社の陡坡及び白岩にある2つの生産隊である。

中共麻江県宜威区比戸大隊党支部
麻江県宜威区比戸大隊革命委員会

1975年3月に成立

(3) 甘溪村村民規約は計21条を擁し、その中に環境保護に係る6箇条を以下に示す。

第7条 民事紛争を仲裁した後、山林、土地や水利などについての所属論争の紛糾に対する仲裁費は双方が分担する。1件ごとに所属論争の紛糾に対し、仲裁費は100~200元である。その他の紛糾については、理不尽な者に対しては仲裁費を50元徴収する。

第13条 森林保護区において、薪を採ったり、草を刈ったり、堆肥をしたり、及び食料を採取したりした場合、または採掘、炭焼きや開墾などのようなことに対し、損失したものを賠償する以外に、更に200~500元の罰金が罰せられる。

第14条 許可されていないこと、すなわち天然林、防護林、薪になる雑木林、経済林を伐採した場合、「5つの100」を処罰する。つまり、金額が100元、酒が100キロ、米が100キロ、木100本を罰金・罰物として罰せられる。重大違反をした場合、司法部門による処罰が加わる。

第15条 道路沿線の植木を破壊することを厳禁する。

第16条 告発した功労者に奨励を与える。

第17条 18歳未満の村民が規約を違反した場合、その保護者は責任を取り、罰金が処罰される。

甘溪村民委員会
2005年4月8日

以上のように、村民達は意識的に規約を守ることができ、村の幹事や村民規約の管理委員会は厳しく実行をし、当該地区の林木を保護する面において、極めて良い役割を果たしている。

(4) 一碗水自然村山林管理規定

一碗水自然村の山林（自留山、責任山、保

護区）をうまく管理し、山の資源を持続的に利用するため、村全体で議論や研究を通して、当規定を制定する。

第1条 各家は自持の山林（伐採を行う際、この辺りを全部切り取ることはできない）をうまく管理することに責任を負い、計画的且つ合理的な間伐、「曲がっている木を切り、まっすぐな木を残し、1本の木を切ったら1本の木を植えることが原則」を実行する。

第2条 村民の間に監視し合うことが義務付けられている。密かに1本の木を切ると、その損害を賠償する以外、伐採した面積の直径によって罰金を計算し、一寸ごとに罰金10元。外部者が盗採して捕まえられた場合、罰金を2倍にして処罰される。数量が多い場合、速やかに林業部門によって、『森林法』違反で厳重に処される。

第3条 冬の天気が乾燥しがちな環境の中、山火事が起きやすくなる。そのため、各家には、火の用心を心がけられている。子供に火遊びをさせず、吸い殻のポイ捨てを禁じ、清明季節のお墓参りをする期間には特に注意を深め、帰る前には必ず消火するように義務付けられている。もし、不意にまたは故意に山火事を引き起こした場合、関係者の責任が問われる。山火事を引き起こした場合、損失賠償以外に、面積によっては、エーカーごとに200元の罰金が罰せられる。損失した面積は大きい場合、林業部門による処罰が加わる。山火事を発見した場合、直ちに消火を行わなければならない。もし、山火事の規模が大きく、すぐに消火することができなかった場合、速やかに事務所に報告して支援を求めなければならない。

第4条 各家は各自の牛や馬などの家畜をきちんと管理し、担当者が監視し、他人の山林、農作物、茶畑、竹やソウカなどを踏みつ

けたり損傷したりすることが禁じられている。損傷を与えた場合、損失を弁償する以外に、家畜一頭ごとに10元の罰金が罰せられる。

第5条 以上の規定は、一碗水自然村落における3社の社長より実行グループを結成し、

当規定を実行する責任を負う。

第6条 当規定は1999年7月7日より発効。

筆者は黔东南地域において村民規約の調査を行い、その結果は次の通りである（下表を参照）。

表3 黔东南苗族侗族自治州民族地域の山林を保護する村民規約の統計表

地域	名前	建立日	説明
錦屏	文關六禁碑	乾隆38年（1774年）仲冬	恣意的に林木を売買伐採することを禁止する
	卦治木業碑	光緒7年（1882年）3月初十日	茅坪、王寨や八卦で放牧に関わる紛糾が生じた。それに関する公告事項
	河口木業碑	光緒22年（1897年）5月30日	河を越えて木材の売買に関する厳禁規定
	水口山植樹護林碑	嘉慶25年（1821年）11月19日 吉日	植林の提唱及び恣意的に林木伐採の禁止
	万古碑記	光緒23年（1898年）	原始林を保護するために、規約を立てた
	名声を後世に残す碑	光緒30年（1905年）11月14日	山焼きを厳禁する
	卦治木商会碑	民国2年（1913年）	蓄積材の価格の計算方法
	亘古昭垂碑	民国6年（1917年）歲次丁巳 陽曆2月3日	風水林を保護するための規約
	蛇口植樹護林碑	民国23年（1934年）	植林の提唱及び恣意的に林木伐採の禁止
	鍾靈郷6村の造林協同組合の護林公約	1953年12月	新林区における放牧薪刈りの禁止
黎平	永定江規	嘉慶16年（1812年）閏3月20日	鬼鵝寨と高柳寨の間で起きた放牧紛糾の解決、及びその解決方法
	長春禁碑	同治8年（1859年）	青竜山と筆架山の草や木の伐採禁止
	南泉山永遠禁止碑	道光7年（1828年）歲次丁亥 は9月18日	林木の伐採禁止
	南泉山公議禁止碑	道光8年（1829年）6月11日	林木の伐採禁止
	南江郷石刻碑	民国28年（1939年）	山中の草木を保護し、破壊禁止
	洪州区護林防火公約	1980年7月20日	『森林法』決められた公約を貫徹する
	順洞村護林公約	1981年3月22日	山林を保護するための規約
劍河	觀摩木牌規約	清末（時間が不詳）	林木伐採の処罰規則
	永定江規	宣統元年（1909年）5月25日 告示	木商人に雇われた筏流し職人の給料に関する規定
	保護林權案	1953年	県林農代表大会で可決した護林規則
	八卦護林村民規約	1954年	「1本を切ったら、木を10本植える」と「1本を切ったら、3倍の罰金をとる」の原則
	白裸公社護林規約	1969年	「3統」規約の確立
	南明鎮護林公約	1982年	告発者奨励の制度を肯定した
天柱	承先永禁碑	道光3年（1824年）年12月 下浣の日	橋梁、水勢、墓山、木を壊してはいけないと警告する
	遵古禁碑	道光6年（1827年）2月	橋、水勢、墓山や木を壊してはいけないと警告する
	遵古重刑碑	光緒14年（1889年）3月	橋、水勢、墓山や木を壊してはいけないと警告する
	永定規程	光緒28年（1903年）2月20日	蓄積材の計価

	仝処内外三江木材商場 条規碑	民国5年（1916年）9月	清水江地区の材木取引及び水運に関する記 録
	錦屏天柱木行主家議決 保護昔の条例	民国5（1916年）年9月	木商人の権利と売買自由を保護する
	遵前記後碑	1964年3月	橋、水勢、墓山や木を壊してはいけないと 警告する
	地湖公社護林公約	1983年春	山林を保護する授業を開き、山林を保護す る規約を小学校の課程に組み入れる
鎮遠	金坂村郷規民約碑	道光18年（1839年）	スギを盗むことを禁止する
	後水郷村民規約	1953年	山林盗伐への罰金 罰則
麻江	比戸大隊護林郷規民約	1975年3月	「4つの100」規則
	新華大隊郷民規約	時間是不詳	山泉水と林木を保護するための規約
三穗	瓦寨連合林業公会規約	民国9年（1920年）6月	山林盗伐の罰金金額に関する規定
从江	信地村青石碑	1980年8月25日	16条の山林保護規約を石碑に刻む
施秉	甘溪村村民規約	2005年4月8日	森林保護の規定及び違反者に対する罰則
丹寨	丹寨県焼茶公社城望大 隊の「以克農」護林規 約	1985年9月19日	森林区域における伐採、放牧の禁止規定

注：筆者が行った黔東南調査のメモによる。

図表から、各県の初期森林被覆比率の高さは碑文と関係があることがわかる。初歩的な統計で、錦屏県の山林保護碑文は9枚あまり、その森林被覆比率は初期統計データがないが、清乾隆年間の『黎平府志』によると、ここは昔、至る所は原始林で、そして明朝以前はすでに皇木（御林）の募集地、その森林資源は豊かであった（黎平県誌編纂委員会1994,p34）。中華人民共和国の建国後、国家の林業重点県の1つとして重んじられたことが分かっている。黎平山林の保護碑については、現在見つかったものは5枚あり、天柱の護林碑は7枚、剣河は2枚、鎮遠は1枚、從江は1枚、それ以外は護林公約と代表性のある村民規約である。表2のデータを検討してみると、護林碑及び村民規約を多く持つ県は、その森林被覆比率が割りと高いということがわかる。

その理由の一つとして、黔東南苗族侗族自治州の多くの地区においては、歴代の住民達より代々守ってきた碑文規約には制限が規定されているため、村民たちが恣意的に林木

を伐採することができない。結果的に現地の原始林を維持することに繋がったと思われる。例えば、錦屏県河口郷文關村は229年前の古碑が一枚を現存している。この古碑では、生態を保護するため林木を無断に伐採することや、道を破壊することなどを禁止する規約の詳細を文字にして刻み込まれている。そのため、200年あまりの歴史もあるこの古碑の規約のもとで、文關村は素朴な原始林業生態博物館を自然に形成していることで、奥山にあるこの村は「中国南方苗族環境保護第一村」の名誉を獲得したのである。また、從江県芭砂の苗族も代々、身近な生態環境を保護する良好な慣習が伝えられてきたので、この地域の至る所に古木が空高く聳え、蝉や鳥が鳴き、多様な動植物が息する原生的な天然林が維持されている（張1987,p97-98）。これは芭砂苗族の村民規約のお蔭だと思われる。

『凱里志』によると、「1951年—1980年、凱里市の大部分の村に村民規約がある。1980年以降、80%以上の村はすでに村民規約を制定

し、森林資源を保護し、乱伐を禁止している。」(凱里市地方誌編委会1998,p654)との記載があることから、凱里市は「文革」と「大躍進」などの政策による森林に対する破壊期を経た後も、森林被覆比率は1983年の20.2%から速やかに1992年の26.2%へと増加し(黔东南林業局2012,p74)、2015年まではすでに55%以上になっていた¹⁰。ここの村民規約は立法や表現上では少々粗末であることなど、欠点はあるが、その処罰対策は森林保護については、確かな一貫性と補充性を持っていることが無視できない。『凱里志』には、「凱里の最も原始的な村民規約は議榔である。村の規則を犯す者に対して、軽く罰する場合には風水木を植えさせ、橋や道を修理させるなど……」(凱里地方誌編委会1998,p655)と記載されている。『黔东南林業志』の記録によると、「1982年、丹寨県は乱伐が発生し、各村は村民規約の罰則につき、ブタや牛を18匹殺させ、各戸に「串ざしの肉」を配らせた。このような措置は乱伐を効果的に止めた。……天柱県は普遍的な村民規約を制定し、村民規約を利用して森林資源を保護する。村民規約を制定した後の1984年には8つの生産大隊の101戸に対してランダムに抽出して調査した結果、乱伐事故が無かったことが判明した。」(黔东南林業局2012,p72-73)であることから、天柱県の森林被覆比率は1986年の28%から2015年に60.16%へと増えたのは¹¹村民規約が森林保護の現場で役に立ったことが窺える。

黔东南苗族侗族自治州の森林被覆比率と社会全体の発展や変化の関係から見ると、社会が安定している時、村民規約は高い率で実行され、森林被覆比率も高く維持されているが、それに対して、例えば、「文化大革命」の期間や1980年代の中国改革開放初期に、社会があまり安定していない時には、森

林被覆比率の変動は大きいことがわかる。森林被覆比率は急激に下がり、生態環境は大きなダメージを受けた。それにしても、黔东南苗族侗族自治州の森林被覆比率はいかなる時代でも(1985年の26.7%は歴史上の最低水準であったが)常に高い水準を持っていることは看過することができない。また、黔东南州においては、特に2015年の森林被覆比率が約65%であり、明代永楽初年(1403)より「皇木」の調達地として伐採されてきたが、今まで一度も中断されることはなかった(陣2014,p51)。明らかに、村民規約はこの地域社会の各方面において、調整機能、林業生産や乱伐防止などの保護作用をもたらしている。

5. おわりに

少数民族地区での村民規約は、族長、頭人、村の長老または自治グループにより整理して公表される。行政(郷・鎮)レベルの村民規約は行政との関与が強いため、村社の指導者はそれに従い指導する責任が要求される。また、村の指導者の管理目標として決まっているため、村レベルの村民規約は、村社の指導者あるいは村民委員会により直接実行し、そして実行した状況が上級に報告されるのみである。このような管理の仕組みは村民規約を実行する際に、林業の社会化を實踐する性質を持つ。

村民規約は少数民族地区の森林管理の中で、すでに千年の歴史を持っている。それは最も広く支持され、代表的な住民参加の例であり、すてに最も有効な自然資源の管理方式として考えられる。また、林業の社会化の特質を持っているため、今日でも広範囲な実用性を有しており、少数民族の農村における林業管理や森林保護などに対して重要な役割を果たしている。

【注】

- ¹ 原文：「大家来讨论，我们怎么住？祖母说，大家分开住，村落可以建。祖父接着说，大家分开住，田地可开垦。祖先雄公来议榔，榔規规定说：一支住方先（古州），一支住方尼（台江），一支住展雄（雷山），一支住希陇（施秉），一支住春整（黄平），分开过生活。」田兵編（1979）『苗族古歌』貴州人民出版社，23頁を参照する。
- ² 中国貴州省黔东南苗族ドウ族自治州文閣村の村寨公約石碑群。
- ³ ここでは、孟大川「論中国規村民約的統治機能与適法性」華律ネット2006年4月20日アクセスを参照した。
- ⁴ 貴州省黔东南苗族ドウ族自治州芭沙村の村民規約石碑。
- ⁵ ここでは、王鑫「少数民族农村地区村民規約特徴概観」
<http://www.lawdoor.com/userinfo.asp?id=5000>、2006年4月26日アクセスを参照した。
- ⁶ 原文：不要学我偷砍封山林（否则就如我一样被游街示众）。
- ⁷ 貴州省黔东南苗族ドウ族自治州芭沙村の村民規約石碑に付く契約。
- ⁸ ここでは、黔东南林業局『黔东南林業志』（中国林業出版社、2012年版）162頁、『黔东南年鑑』編集委員会編『黔东南年鑑（2013）』（雲南科学出版社、2013年版）184頁、貴州省林業庁・政務ネットのデータを参照した。
<http://www.qdnly.gov.cn/info/12344/232880.htm>、2015年7月5日アクセス。
- ⁹ ここでは、楊皓鈞「貴州省林業庁：全省森林覆盖率」『貴陽日報』2016年7月2日を参照した。
- ¹⁰ ここでは、曉雨「凱里森林覆盖率達56%成功創建省級森林城市」『貴州都市報』2015年10月28日を参照した。
- ¹¹ ここでは、「2015年天柱県国民經濟和社会發

店統計公報」天柱県人民政府ウェブページ、
http://www.tianzhu.gov.cn/zwgk/jcgk/tjxx/tjnb/201606/t20160629_786455.html、2016年4月13日アクセスを参照した。

【参考文献】

- 愛必達『黔南知略』20卷。
田兵編（1979）『苗族古歌』貴州人民出版社
貴州省編集組編（1986）『苗族社会の歴史調査』（一）
貴州民族出版社
高其才（2016）「通過村民規約的鄉村治理—從地方法規規章角度的觀察」『政法論叢』2期
冷蓉、楊金洲（2015）「法治建設視域下少数民族村民規約与国家法的良性互動」『長春理工大学學報』6期
田兵編（1979）『苗族古歌』貴州人民出版社
孫韡（2014）『黔东南苗族村寨村民規約研究』西南交通大学出版社
張曉松（1987）『苗族侗族之鄉』四川人民出版社
範亞昆編（2016）『本場風物黔东南』中信出版社
黔东南林業局（1990）『黔东南林業志』中国林業出版社
沙勇（2016）『人口發展与区域治理』人民出版社
統計年鑑編委会（2006）『中国統計年鑑—2006』中国統計出版社
黔东南林業局（2012）『黔东南林業志』中国林業出版社
『黔东南年鑑』編集委員会編（2013）『黔东南年鑑（2013）』雲南科学出版社
裘有度（2015）「村民規約在鄉村治理中的軟法作用」『中共四川省委党校學報』3期
黎平県誌編纂委員会（1994）『黎平府志』巴蜀書社
凱里市地方誌編纂委員会編（1998）『凱里誌』地方誌出版社
陳応發（2014）『森林文化黔东南』中国林業出版社